

登米市教育委員会 9月定例会議会議録

会議の名称	平成29年第11回登米市教育委員会9月定例会議	
開催日時	平成29年9月29日(金)	
	午後 1時30分 開会	
	午後 2時40分 閉会	
開催場所	登米市中田庁舎2階201会議室	
教育長氏名	教育長	佐藤信男
出席委員氏名	委員	畠山信弘
	委員	橘 智法
	委員	小野寺 範子
	委員	大久保 芳彦
欠席委員	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員氏名	教育部長	大柳 晃
	教育部次長兼教育総務課長	佐藤 豊
	学校教育管理監	伊藤 浩
	教育企画室長	岩淵 公一
	学校教育課長	三浦 徳美
	生き生き学校支援室長	菅原 栄夫
	生涯学習課長	佐藤 嘉浩(欠席)
	文化財文化振興室長	片岡 鉄郎
書記	教育総務課 課長補佐	小野寺 和伸
議題	報告第13号	一般事務報告について
	議案第34号	登米市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
会議結果	報告第13号	承認
	議案第34号	決定

議題・ 発言・ 結果	佐藤教育長	<p>(開会 (午後 1 時 3 0 分))</p> <p>ただいまから、平成 2 9 年第 1 1 回登米市教育委員会 9 月定例会議を開会します。開会時間は午後 1 時 3 0 分とします。</p>
	佐藤教育長	<p>前回の会議録の承認を求めます。</p>
	佐藤教育総務 課長	<p>(8 月 2 4 日定例会議の会議録を説明)</p>
	佐藤教育長	<p>会議録の説明が終わりました。この内容についてご異議ありませんか。</p>
		<p>(「なし」の声あり)</p>
	佐藤教育長	<p>ご異議がないものと認め、承認することとします。</p>
	佐藤教育長	<p>会議録署名委員の指名を行います。</p>
		<p>私から指名してよろしいでしょうか。</p>
		<p>(「はい」の声あり)</p>
	佐藤教育長	<p>ご異議がないようですので、3 番小野寺委員、4 番 大久保委員にお願いします。</p>
	佐藤教育長	<p>日程第 1、報告第 1 3 号「一般事務報告について」を上程します。</p>
		<p>「教育長の一般事務報告について」、私から報告いたします。</p>
		<p>(一般事務報告について、平成 2 9 年 8 月 2 4 日から平成 2 9 年 9 月 2 8 日までの会議・行事等への出席状況やその概要などについて、別紙資料 1 及び資料 1-②に基づき報告)</p>
	佐藤教育長	<p>一般事務報告が終わりました。この件についてご質問はありませんか。</p>
	島山委員	<p>宮城県東部教育事務所登米地域事務所管内教育長会議ですが、登米地域事務所管内ということは市町村の教育長は 1 人だけですね。</p>
	佐藤教育長	<p>登米地域事務所管内ということで、登米市だけということになりますので、教育長として出席するのは私だけです。登米市教育委員会からは、伊藤学校教育管理監も会議には出席します。</p>
	島山委員	<p>会議の中で、登米地域事務所の生涯学習担当職員から「家庭教育支援の充実」として報告があったようですが、生涯学習の分野だけでなく、学力の高い自治体では、家庭と学校との連携により宿題を済ませて登校するなどの取組があるようです。登米地域事務所管内でも、こうした家庭との協力ということも検討していただきたいと思います。</p>
		<p>次に、第 4 回小中学校長会議ですが、教育長から Jアラートへの対応について指示伝達をされています。今回のミサイル発射のような場</p>

議題・ 発言・ 結果	島山委員	合、Ｊアラートが発信されても具体的に対応しようがない状況や市内に影響が無い状況が続くと、警報に慣れてしまつて危機感を持たなくなることが予想されます。市や教育委員会として、統一して対応するような指示が必要だと思ひます。
	佐藤教育長	<p>宮城県教育委員会から指示されていることは、基本的に児童生徒が在校中は校長が判断し、登下校中は児童生徒が判断し、在宅あるいは外出中は保護者等が判断するという事になっています。</p> <p>ミサイルが発射された場合、宮城県の方向に発射されるとＪアラートが発信されますので、避難行動をとることになります。</p> <p>ミサイルが落下した場合についてですが、日本領海外に落下した場合は通常生活に戻り、日本の領土・領海内に落下した場合は、宮城県教育委員会から示されている「避難行動２」をとることになります。「避難行動２」の例は、屋外であれば口と鼻をハンカチ等で覆ったり近くの建物に逃げ込んだりし、屋内であれば換気扇を止めたり窓を閉めたりします。</p> <p>こうした指示は各学校に伝達していますが、領土・領海内には落下しないだろうという意識が広まってしまうことは問題ですから、統一した対応ができるように指示していくことが必要だと考えています。</p>
	大久保委員	<p>Ｊアラートに関連しますが、ミサイル発射ということについて新聞やテレビ等でもかなり報道されていましたが、児童・生徒にはどのように説明しているのですか。</p>
	伊藤学校教育 管理監	<p>Ｊアラートに対する避難訓練については、１学期の間に実施するよう小・中学校に指示していますが、それぞれの状況により２学期にずれ込んでしまった学校もありました。中には、宮城県教育委員会が県立学校に指示した内容を参考にして、ミサイル落下時の行動をマニュアル化している学校もあります。</p> <p>最初のミサイル発射を受けて、文部科学省から宮城県教育委員会を経由して通知があり、全校集会や学級活動の中で指導するよう要請がありました。指導内容としては、①ミサイルの知識やＪアラートがなぜ発信されるのか、②屋外と屋内に分けての避難行動、③ミサイルが着弾した後の行動などが示されています。</p>
	佐藤教育長	<p>ただいま伊藤学校教育管理監から説明ありましたが、特に、児童・生徒に過度な恐怖心を与えないようにと注意されています。実際のところ危険な事態ではあるものの、どこまで説明すればよいのかということも現場ではあるようなので、しっかり指導していかなければならないと考えています。</p>
	島山委員	<p>新しい危機管理ということになります。</p>
	大久保委員	<p>小学校１年生から中学３年生まで年齢の幅が広く、理解度も異なりますので、学校と連携して対応をお願いします。</p>
	島山委員	<p>宮城県教育委員会の指示では、学校が判断する場面と子どもたちや家庭が判断する場面に分かれているようなので、家庭や地域との連携</p>

<p>議題・ 発言・ 結果</p>	<p>畠山委員</p> <p>佐藤教育長</p> <p>伊藤学校教育管理監</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>大柳部長</p> <p>岩淵教育企画室長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>畠山委員</p>	<p>による教育委員会の指導が必要だと思ひます。</p> <p>ミサイル発射に伴うＪアラートへの対応で難しいのは、発信から解除までの時間が短いことです。１回目の８月１９日は、午前５時５８分に発射されてＪアラートが発信され、１０分ほどで解除されました。２回目の９月１５日も、午前７時にＪアラートが発信され、１０分未満で解除されました。各学校で連絡網により対応を検討する前に解除されてしまい、統一した指示が難しいのが現状です。そういう状況ですから、文部科学省や宮城県教育委員会としても、児童・生徒あるいは家庭での判断が必要な状況もあるとしているものと思ひますし、それだけに市教育委員会としては事前の十分な指導が必要ということだと思ひます。</p> <p>ミサイル発射に伴うＪアラートへの対応について、家庭への連絡の方法は、ほとんどの小・中学校が一斉メール配信で行っているということです。</p> <p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご質問がないようですので、報告第１３号「一般事務報告について」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、日程第１、報告第１３号「一般事務報告について」は、報告のとおり承認することとします。</p> <p>日程第２、議案第３４号「登米市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>(議案内容を朗読)</p> <p>(議案内容を別添資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。ご質問はありませんか。</p> <p>第３条第１項が全面的に改められるわけですが、改正案の「教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする」について、教育委員会が各学校に協議会を設置するよう命じるような内容になると思ひます。</p> <p>今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ですが、各自治体の規則改正の状況を調べてみました。佐賀市と金沢市は「置くよう努めるものとする」、諏訪市は「置くことができる」でした。</p> <p>文部科学省としては、コミュニティ・スクールの指定校が１０年以</p>
---------------------------	--	---

<p>議題・発言・結果</p>	<p>畠山委員</p> <p>岩淵教育企画室長</p> <p>畠山委員</p> <p>佐藤教育長</p> <p>大柳部長</p>	<p>上の期間を費やしても全国で11都道府県、学校数にして3000校ほどなので、法律の改正で努力義務化したものと思います。努力義務化ということは強要するものでなく、罰則もありません。今回の改正が義務化であれば、「置くものとする」でよいと思います。文部科学省ではホームページなどでも今回の法律改正は努力義務化と説明しており、しかも、本市のようにあと2年ほどですべての学校がコミュニティ・スクールになる状況では「置くものとする」という条文は強過ぎると感じるので、「置くことができる」で十分だと思います。</p> <p>すべての学校がコミュニティ・スクールに移行している山形県大石田町やほとんどの学校がコミュニティ・スクールに移行している京都市などは、改正しているか確認できませんでした。今回の法律改正については、あくまでもコミュニティ・スクールへの移行を推進しない自治体に向けたものだと思います。</p> <p>学校に主体性を置いている制度については、学校が教育委員会からの義務付けと受け取らないように規定したほうがよいと思います。</p> <p>今回の法律改正に当たり、文部科学省のこれまでの説明会等では、任意で設置とされていた協議会を必置にするという方向から始まり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において「置くように努めなければならない」と規定されたことにより、強い努力義務という方向に説明が修正されてきました。それを受けて今回の規則改正案を作成しました。</p> <p>文部科学省としては、コミュニティ・スクールを推進しようとする自治体に向けての努力義務化で、登米市では既に体制が整備されてきているのが現状であり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6の規定だけで十分だと思います。</p> <p>「置くものとする」と「置くことができる」について、法令的にはどのようになりますか。</p> <p>今回の規則改正案につきましては、法律の改正に合わせているということです。努力義務ということなので、通常は「置くものとする」とします。義務を課すということになれば、「置かなければならない」というようになります。「置くことができる」ということとなりますと奨励措置というようになりますので、法制区分に従いますと、「置くものとする」が最も妥当性はあるものと思います。</p> <p>但し、教育委員会が規則制定権をもっておりますので、改正後の法律の範囲内で規則を制定することは裁量行為になってまいります。法律で努力義務を課すとしていることについて「置くことができる」と表現した場合、違法かということになりますと、裁量の範囲内という理解もあると考えます。本市の教育行政における政策判断として何が一番受け入れやすいのか、何が一番学校現場に趣旨を理解していただけるのかというような観点で判断してよいのではないかと思います。</p> <p>今回の規則改正案につきましては、法制上の通常の例により、上位法の規定に従って規則の条文を改正する場合の文言を使っているということです。</p>
------------------------	---	---

議題・ 発言・ 結果	島山委員	「置くものとする」も「置く」も意味は同じです。努力義務を超えているのではないかと思います。
	大柳部長	<p>今回の法律改正により、学校運営協議会の設置が必置の延長線上にあることは確かだと思います。</p> <p>最大級の強い義務であれば、「置かなければならない」という表現になり、ある程度、政策判断の余地を残す場合は「置くものとする」として「但し書」により猶予のような内容を設け、奨励措置であれば「置くことができる」という表現になるなど、一般的には使い分けることになっております。</p> <p>今回の改正内容を「置くことができる」とした場合でも、法令違反にはならないと思いますので、政策判断であると思います。</p>
	島山委員	<p>文部科学省が努力義務としていることを、教育委員会が学校に押し付けるような表現とすることはどうかと感じています。既に改正している他の自治体においても、「置くことができる」に留めているようです。</p> <p>これまでの各学校の対応をみても、本市では「できる」規定で「必須」のように取り組んできました。</p>
	大久保委員	「置くことができる」ということは、場合によっては「置かなくてもよい」と解釈されるのではないかと思います。
	島山委員	<p>今回の法律改正は、あくまでもこれまでコミュニティ・スクールを推進してこなかった自治体に向けたものだと思います。本市は間もなくすべての学校がコミュニティ・スクールになるので、それを目前にして「置くものとする」と規定する必要はないと思います。</p> <p>附則においても公布の日から施行するとしており、現時点で未導入校もあるわけですから、「置くことができる」のほうがよいと思います。</p>
	岩淵教育企画室長	公布の日から施行するということですが、強い努力義務であり「置かなければならない」としてはしません。教育委員会としては、平成31年4月からすべての学校がコミュニティ・スクールとなるよう推進しているので、それまでは猶予期間であると考えています。
	大柳部長	<p>ご意見が分かれています。事務局といたしましては、教育委員会としての決定に従います。</p> <p>今回の法律改正ですが、「教育委員会が置く」という内容になっています。教育委員会として各学校に「置いたほうがよい」と判断すれば、「置くことができる」も「置くものとする」と結果は同じになります。</p> <p>議論をいただいた結果、教育委員会として「置くことができる」と決定されれば、修正することは可能です。</p>
	小野寺委員	「置くものとする」のままでいいと思います。本市としては、すべての学校がコミュニティ・スクールとなるので、今の時点から「置くものとする」としておいたほうがいいのではないかと思います。

<p>議題・ 発言・ 結果</p>	<p>橘委員</p>	<p>事務局の説明については、努力義務ということで猶予期間もあるということです。</p> <p>島山委員の意見は、本市の状況として、コミュニティ・スクールについてはゴール目前まで進んでおり、法律の改正ではあっても、今さら義務的規定を設けることに違和感があるということで、それも理解できます。</p> <p>判断が分かれるところですが、条文ですから曖昧にすることはできないと思います。</p>
	<p>佐藤教育長</p>	<p>ただいま皆さんにご意見をいただきましたが、見解が分かれています。ようです。「置くことができる」でよいという意見と、「置くものとする」として努力義務であることを明確にしたほうがいいという意見です。</p>
	<p>島山委員</p>	<p>学校のことを決定するときには、学校評議員会の場合などでも「置くことができる」とし、学校が判断するようにして進めてきました。今回の法律改正はあくまでも努力義務ですが、「置くものとする」ということは「置く」という意味です。</p> <p>他の先進的な自治体が「置くことができる」として改正しているのに、本市は「置くものとする」として改正するのですか。本市はコミュニティ・スクールについては先進地であり、今回の法律改正はこれまで取り組んでこなかった自治体を想定したもので、本市を想定したものではありません。</p>
	<p>佐藤教育長</p>	<p>「置くことができる」という表現ですと、より主体的なニュアンスが伝わってきます。「置くものとする」という表現ですと、教育委員会から強要されるように読み取れる部分もあります。他の先進的な自治体では「置くことができる」という表現で改正されているということも、島山委員から報告されています。</p>
	<p>大久保委員</p>	<p>何年か先に見直すことになるということですから、「置くことができる」でいいと思います。</p>
	<p>佐藤教育長</p>	<p>「置くことができる」と修正することでよろしいですか。</p>
	<p>島山委員</p>	<p>「置くことができる」に「努力義務」という意味も含まれているということでもいいと思います。</p>
	<p>佐藤教育長</p>	<p>「置くものとする」を「置くことができる」と修正することでよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
	<p>佐藤教育長</p>	<p>事務局として、今後、進めていく上で支障はありませんか。</p>
	<p>大柳部長</p>	<p>教育委員会の規則制定権に基づく規則改正であり、今後の推進過程の中で不都合が生じた場合は、改めて協議をいただきながら調整していくこととなります。「教育委員会が運営協議会を置くことができる」</p>

<p>議題・ 発言・ 結果</p>	<p>大柳部長</p> <p>岩淵教育企画 室長</p> <p>大柳部長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育総務 課長</p> <p>佐藤教育長</p> <p>佐藤教育長</p>	<p>という条文にした場合でも、教育委員会として「運営協議会を置く」と政策決定をしていただければ、結果としては「置くものとする」とした場合と同じことになるものと思います。</p> <p>文部科学省のこれまでの説明会等では、「必置」という方向から始まり、その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において「学校運営協議会を置くように努めなければならない」と規定されたことにより、強い「努力義務」という方向に説明が修正されてきています。それを受けて、今回の規則改正案を作成しました。</p> <p>「努力義務」ということであり、猶予期間も考慮されております。ただいま協議いただいた中で指摘されておりますように、本市としては既に進んでいる状況であり、今後も政策決定により進めていくということであれば、文部科学省の考え方や改正された法律に違反していないものと整理できると思います。今回は、修正によりご決定いただいてよろしいものと思います。</p> <p>ほかにご意見はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご意見がないようですので、議案第34号「登米市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」は、第3条の一部について「置くものとする」を「置くことができる」と修正し、決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、日程第2、議案第34号「登米市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」は、第3条の一部を修正して決定することとします。</p> <p>それでは、次回の教育委員会定例会議の開催日程についてお願いします。</p> <p>次回は、平成29年10月27日(金)の午後1時30分開催でお願いしたいと思います。</p> <p>平成29年10月27日(金)の午後1時30分から行うことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、次回の会議の日程は、平成29年10月27日(金)の午後1時30分から行うことで決定します。</p> <p>閉会 (午後2時40分)</p>
---------------------------	---	---

その
他

その他

以下の5件について、資料に基づいて事務局から説明し、内容を確認していただきました。

- 1 「8月の生徒指導状況について」
- 2 「登米市奨学生からの将来の夢「これからの私」提出状況について」
- 3 「第5回登米市総合教育会議会議録について」
- 4 「平成29年9月定期議会一般質問について」
- 5 「平成29年度登米市中学校新人総合体育大会開催日程について」

散会（午後3時10分）